

概要版

# 第6期阿南市障害福祉計画・ 第2期阿南市障害児福祉計画

(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)



障がいのある人もない人も  
みんながいきいきと輝く共生のまち

令和3年3月  
阿南市

# 1 「障がい者」の考え方について

障害者権利条約が採択される以前の「障がい」のとらえ方は、心身の機能の障がいのみに起因するとした、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。しかし、同条約では、障がいのある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

この考え方を踏まえ、障害者基本法では、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定めています。

本計画が対象とする「障がい者」についても、原則として、障害者基本法の定義する「障害者」と同じですが、個々の法律で障がい者の範囲を限定して定義している場合は、その定義に従います。

## 2 計画の性質

◇障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の規定に基づいて作成する、サービス提供体制の確保に関する計画です。

◇障害児福祉計画は、「児童福祉法」の規定に基づいて作成する、サービス提供体制の確保に関する計画です。

## 3 計画の期間

「障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とします。

年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度
障害者計画	阿南市障害者計画					
障害福祉計画	第6期阿南市障害福祉計画			次期計画		
障害児福祉計画	第2期阿南市障害児福祉計画			次期計画		

## 4 基本理念・基本方針

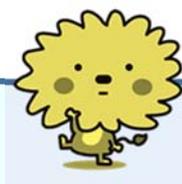
### 【基本理念】

障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念を基盤に、障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

◎阿南市総合計画（2021▶2028）の福祉分野のビジョン

**「障がいの有無にかかわらず支え合い尊重し合うまちづくり」**

本計画では、総合計画との整合を図り、障害者基本計画の掲げている基本理念の実現に向けて、障がい福祉サービスの提供体制を整備し、各自が自分らしく輝ける共生社会の実現を目指します。



**障がいのある人もない人も  
みんながいきいきと輝く共生のまち**

### 【基本方針】

#### 1 地域共生社会の推進

障がいのある人も障がいのない人も地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、差別も偏見もなく、ともに暮らし、みんなが生き生きと輝く地域共生社会の構築を推進します。

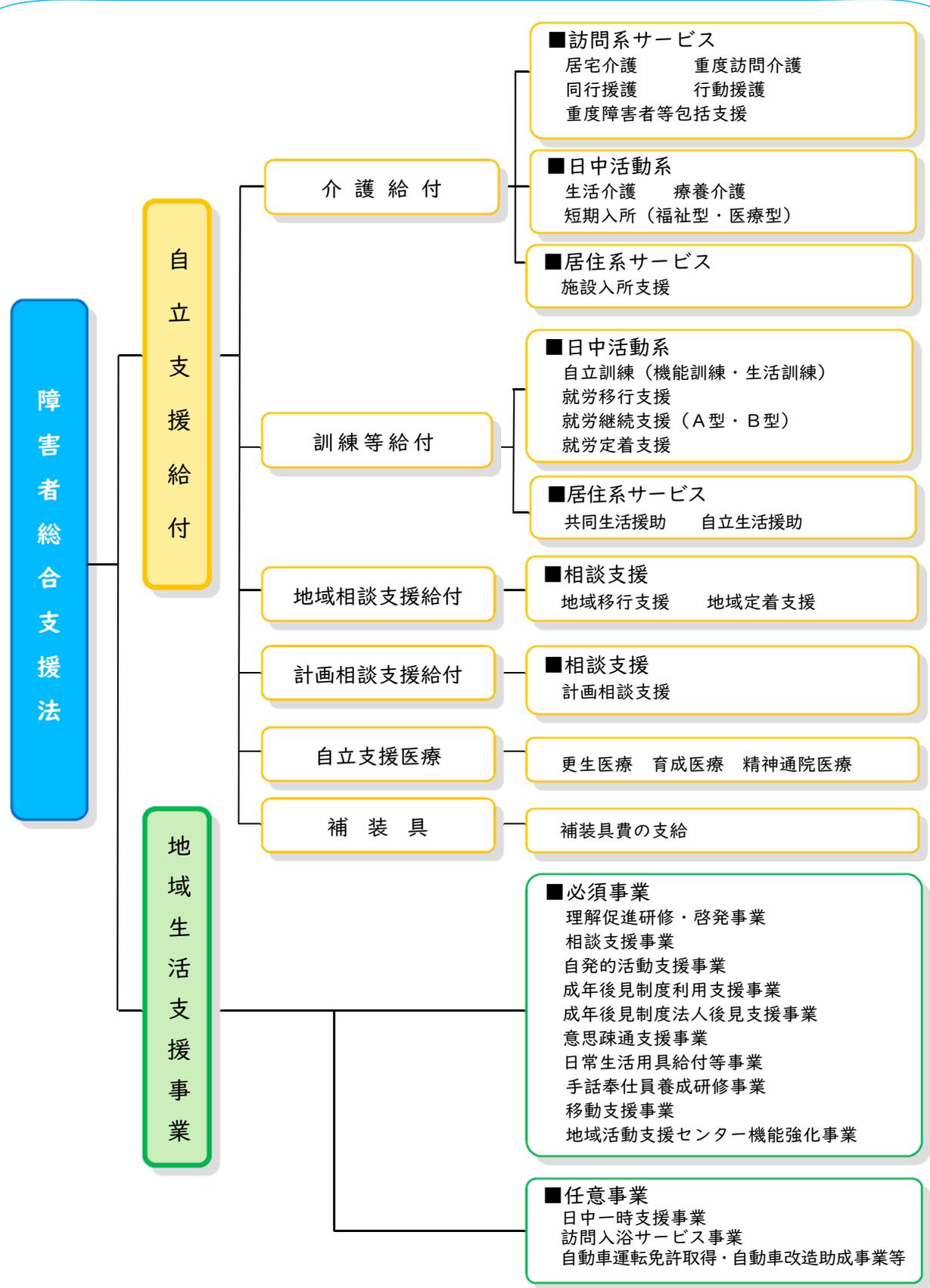
#### 2 地域生活環境の充実

一人ひとりの障がい状況に応じた保健・医療の充実を図り、ライフステージに応じて必要となる生活基盤等地域ケアの体制を整え、だれもが地域社会で安心して外出できる環境整備、防災対策の充実を進め、安心して暮らせるようなまちをつくります。

#### 3 障がいのある人の自立支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人がその有する能力を十分に発揮できるよう、福祉サービスの提供体制を整備し、地域社会の中で自立した質の高い生活を送り、誰でも、学び、働くことのできるようなまちをつくります。

# 5 障がい福祉サービスと地域生活支援事業



## 6 第6期障害福祉計画の目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に基づき目標値を設定しました。令和元年度末の施設入所者は157人です。施設入所者数の削減見込は3人となり、令和5年度末までの地域生活移行者の目標値は10人となります。引き続き地域生活への移行支援を続け、対象者が円滑に移行できるよう支援します。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	157人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末時点の施設入所者数 (B)	154人	令和5年度末時点の施設入所者数 $157人 \times 98.4\% (1.6\%減) = 154人$
【目標値】 施設入所者数の削減見込と削減割合 (C)	3人	差引減少数と削減割合
	1.9%	
【目標値】 令和5年度末までの地域生活移行者数と割合 (D)	10人	施設入所からグループホーム等に移行する人の数 $157人 \times 6\% \div 10人$
	6.4%	

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市においては、令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者の協議の場を南部第1圏域で1か所設置しています。引き続き、南部第1圏域で1か所設置を目指します。

目標	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を1か所設置します。
----	---

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の高齢化や重度化、そして、親亡き後の課題については、全国的な課題の一つとなっています。南部第1圏域で整備に向けて協議をしており、引き続き、相談や体験の機会・場など地域生活支援拠点等に求められる機能を果たせるよう、地域生活支援拠点等の整備について検討していきます。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の設置数	1か所	南部第1圏域

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に基づき目標値を設定します。

令和元年度に一般就労へ移行する人は1人でした。目標値は、就労移行支援事業利用者2人が一般就労へ移行すると見込みます。引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所の利用者を増やし、一般就労への移行者を増やしていくよう努めます。

項目	目標値	備考
令和5年度中の一般就労への移行者数	2人 (1人)	令和元年度中に福祉施設の利用を終了し、一般就労する人数の1.27倍以上が一般就労へ移行。( )内は、令和元年度の数値
令和5年度中の就労移行支援事業利用者の移行者数	2人 (1人)	令和元年度中に就労移行支援事業利用者が一般就労へ移行する人数の1.30倍以上。( )内は、令和元年度の数値
令和5年度中の就労継続支援A型利用者の移行者数	0人 (0人)	令和元年度中に就労継続支援A型事業所利用者が一般就労へ移行する人数の1.26倍以上。( )内は、令和元年度の数値
令和5年度中の就労継続支援B型利用者の移行者数	0人 (0人)	令和元年度中に就労継続支援B型事業所利用者が一般就労へ移行する人数の1.23倍以上。( )内は、令和元年度の数値
令和5年度中の就労定着支援事業利用者数	0人	令和5年度における一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。

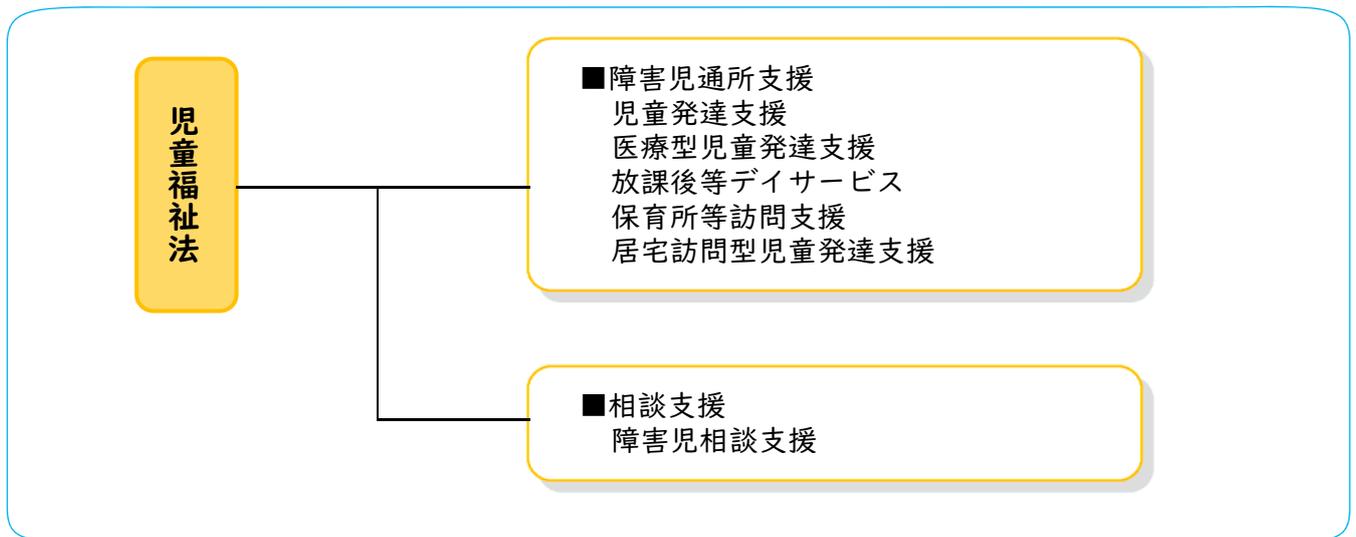
#### (5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等の強化・充実に向けた目標に、基幹相談支援センターの設置について検討して行きます。

#### (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県が主催する障がい福祉サービス等に係る各種研修に市職員が積極的に参加して理解を深めることや、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行い、適正な運営を行う事業者を確保することにより、利用者が必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を目標とします。

## 7 障がい児福祉サービス



## 8 第2期障害児福祉計画の目標

### (1) 児童発達支援センターの設置

設置は出来ています。既に南部第1圏域で2か所あり、継続して支援します。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置数	2か所	南部第1圏域

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制構築

体制構築は出来ています。既に南部第1圏域で1か所あり、継続して支援します。

項目	数値	考え方
保育所等訪問支援の体制 (設置数)	1か所	南部第1圏域



### (3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

・放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児の支援として、南部第1圏域で、それぞれ3か所あり、継続して支援します。

項目	数値	考え方
重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	3か所	南部第1圏域
重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	3か所	南部第1圏域

### (4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置とともにコーディネーター配置

現状では、在宅生活をしている医療的ケアが必要な子どもがおり、医療的ケアが必要な子どもに対し連携して支援ができるよう、令和元年から始まった体制構築の協議の場を継続し、コーディネーターの配置を検討します。

項目	数値	考え方
医療的ケア児支援のための協議の場	1か所	南部第1圏域
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	1人	南部第1圏域で検討



令和3年3月

発行：阿南市

編集：阿南市福祉事務所 福祉課

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3

TEL：0884-22-1592

FAX：0884-22-1813

Email：shakai-fukushi@anan.i-tokushima.jp